

仙台市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(平成 27 年 9 月 17 日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「法」という。）

第 118 条第 1 項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面（以下「法人名簿」という。）

(4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分掌を記載した書面

(5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

(6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

(7) まちづくり活動の実績を示す書面

(8) まちづくり活動区域を示す図面

(9) 法第 119 条に規定する業務に関する計画書

(10) 仙台市暴力団排除条例（平成 25 年 6 月 25 日仙台市条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと並びに同条第 3 号に規定する暴力団員等が所属していないことを示す誓約書

(11) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のすべてに該当すると認めるときは、法第 118 条第 1 項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

(1) まちづくりの推進を活動目的としていること。

(2) 申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。

(3) 仙台市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。

(4) 業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。

(5) 業務を行うにあたって関係行政機関やほかの民間機関等と十分な連携を図ることが可能であること。

(6) 仙台市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと並びに同条第 3 号に規定する暴力団員等が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するとともに法第 118 条第 2 項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更）

第 4 条 法第 118 条第 3 項に規定する変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第 3 号）により行うものとする。

2 市長は前項の届出があったときは、法第 118 条第 4 項の規定により当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 推進法人は、当該事業年度に定めた業務内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第 5 条 推進法人は、毎年度事業開始後、速やかにその事業年度の法人名簿、事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、毎事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対象表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は法第 121 条第 1 項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要と認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

（改善命令）

第 6 条 市長は、法第 121 条第 2 項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第 7 条 市長は法第 121 条第 3 項の規定により、推進法人が前条に規定する命令に違反したときは、第 3 条に規定する指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する取消しを行う場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定により聴聞を行うものとする。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 22 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 22 日から実施する。

附 則（令和 3 年 3 月 10 日改正）

この改正は、令和 3 年 3 月 11 日から実施する。

附 則（令和 3 年 7 月 16 日改正）

この改正は、令和 3 年 7 月 17 日から実施する。